

奈良県告示第三百七十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

令和四年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 狩猟期間を延長する第二種特定鳥獣

イノシシ

二 対象区域

奈良県全域

三 狩猟期間を延長する期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間において、毎年二月十六日から三月十五日まで